

## 使用料等見直しに関する基本方針(案)に係るパブリック・コメントの意見の概要と市の見解

「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した。 ○:意見を一部反映し、案を修正した。 △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

### 1 「行政コストの設定」について(基本方針(案)2ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	計上すべき経費に伴う利用料金の改定根拠については、納得できるものだと感じた。	ご理解ありがとうございます。	□

### 2 「使用料等の算定方法」について(基本方針(案)6ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>使用料の算定基準において、行政コストを部屋面積で単純に割り振っている。この場合、公民館の体育室は面積が大きく、和室などに比べ使用料が高くなる。これには当然な部分(使用空間が大きいこと)と、そうでない部分(管理コストなど)があり、使用料の徴収などの事務経費は、体育室と和室に差が無いと思う。</p> <p>一律部分と面積部分の割合を算出することは難しいと思うが、部屋面積で単純に比例させず、ある割合を一律に配分することを検討してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、行政コスト(施設の管理運営経費)のうち、人件費には、部屋の貸出業務、使用料の徴収業務など、貸し出す部屋の面積にかかわらず同一の金額となる経費もありますが、部屋の点検、修繕に関する事務など特定の部屋に関する事務経費も含まれております。事務ごとの人件費の単価を算出し、事務処理件数に応じて案分することも検討しましたが、その場合、使用料等の算定が非常に複雑となること、同じ用途・規模の部屋でも使用料等に差が出てしまい利用の偏りが生じるおそれがあることから、今回の見直しでは客観的指標である面積に基づき算定することとしました。</p> <p>また、事務処理に係る人件費の単価を算出し、各部屋の事務処理件数に応じて案分した行政コストを用いて使用料等を算定した場合、稼働率の高い部屋の使用料等が高額となります。</p> <p>なお、中央公民館の体育室と南公民館の体育館兼講堂は、他の部屋との均衡を図るため、1時間当たりの算定額を半額とする特例措置を執っています。</p>	△

### 3 「対象公共施設」について(基本方針(案)7ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>現在、使用停止している児童センタープール、及び駅前駐輪場はそれぞれの理由でこの方針の見直しの対象外としているが、他と同様に、稼働率、行政コスト、使用料等収入等を参考として開示すべき。(プールについては直近の期の数字で、駐輪場の詳細は別に使用料見直し案で提示することにしても、この基本方針で省略するのは不適切)</p>	<p>児童センタープールについては、平成24年12月以降、利用を停止しており、今後の利用再開についても確定していませんことから、今回の使用料等見直しでは対象外としたところです。行政コスト(施設の管理運営費)や使用料収入は、歳入歳出決算において既に公表しております。</p> <p>駅南口駐輪場の行政コスト等については、別に実施している和光市駅南口自転車駐車場使用料見直しにおいて対応いたします。</p>	△

### 4 「市外利用者割増率の変更」について(基本方針(案)8ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>市外利用者割増率の変更と朝霞地区3市在住者等への市外料金の適用は、今後取組むべき課題である「利用者負担の徹底」と「減免対象の整備」と併せて行い、今回の見直しから外して欲しい。</p> <p>負担の公平性ということは、非常に狭い短絡的な考え方である。和光市でなくとも、誰もが税金を払っている。和光市民は、歩いてでも他市、東京都に行け、その恩恵を受けている。</p> <p>市外料金の徹底を改めるべきである。東京オリンピックが決まり、外国人を含めた大勢の人が和光市に来るが、その人たちは、高額な市外料金を払わされ、おもてなしの心の無い和光市を不愉快な市として、記憶されることになる。</p> <p>料金は、同一にする。その代わりに、和光市民も当然負担する。それが和光市のような小さな市の選択すべきやり方であると考える。</p>	<p>使用料等の算定根拠となる行政コストの範囲は、施設の管理運営経費に限っており、施設の設置経費と大規模修繕経費は、税金による負担としました。また、管理運営経費もその全てを使用料等で賄っていないため税金による負担が生じています。そのため、税金を負担し、かつ、利用する際に使用料等を負担する市民利用者と、使用料等だけを負担する市外利用者との「負担の公平性」を確保し、また、市民の皆様の利用の促進を図るため、市外利用者割増率を設定するものです。</p> <p>なお、朝霞地区の他の3市の施設を和光市民が利用する場合は、市外料金を支払っており、東京都23区では、区民以外の利用を制限しているところもあります。</p>	△

5 「朝霞地区3市在住者等への市外料金の適用」について(基本方針(案)9ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	市外利用者割増率の変更と朝霞地区3市在住者等への市外料金の適用は、今後取り組むべき課題である「利用者負担の徹底」と「減免対象の整備」と合わせ、今回の見直しから外して欲しい。 特に「朝霞市、志木市又は新座市在住、在勤、在学者への市外料金の適用」を今回の見直しから外して欲しい。スポーツ団体は、4市は特に仲間意識を持っており、4市の試合、合同練習を通して親睦を図っている。	朝霞地区4市における公共施設の相互利用については、広域行政の観点から実施されてきましたが、すでに朝霞市、新座市、志木市では適用されておらず、現在、朝霞市、志木市、新座市の公共施設を和光市民が利用した場合、いずれの市でも市外利用者割増率が適用され、市外料金を支払っていることから、和光市でも同様に、和光市の公共施設を朝霞地区3市在住者等が利用した場合、市外料金を適用することとしたものです。	△

6 「利用者負担の徹底及び減免対象の整備」について(基本方針(案)9ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	利用者が一番の関心事である、登録団体は無料という利用方法を改めるのか、そこが明確に書かれていないことが問題である。市民交流の場として地域センターや公民館を使う市民にとって、毎回ごとに負担があるとボランティア活動の会議すらためらわれる状況が生まれる。できれば現行のまま、登録団体無料の継続がありがたい。	地域センター、コミュニティセンターの登録団体の無料利用、公民館の社会教育団体等の8割減額利用に関する減免対象の整備については、今回の見直しでは対象外としています。 ただし、今後予定している公共施設の再編により、存続が決定した施設を対象に、改めて行う使用料等の見直しでは、利用者負担の徹底及び減免対象の整備についても見直しの対象とします。	△
2	登録団体から利用料を徴収する場合は、各校PTAや市民ボランティア団体など、公共性が高いと認められる団体に対し、施設利用無料券を年間一定枚数配布してはどうか。	ご意見については、今後の使用料等の見直しに向けて検証してまいります。	△
3	減免対象の整備については、再編(統廃合)にかかわらず実施しても、存続の期待を与えるということはないと思う。	減免対象を見直すためには、行政コストだけでなく、施設の土地賃借料、大規模修繕費、建替え経費など施設を維持していくために必要となるすべての経費の見込額と、市の財政推計により施設維持管理費を含む投資的支出予算の今後の見通しを示した上で、現在の使用料等の額や減免対象のままでは、施設を維持していくことが困難であり、相応の利用者負担が必要になることを理解していただくことが必要と考えております。	△
4	現時点において、減免対象者による収入が各施設及び合計でどのくらいあるか、提示してもらいたい。	使用料等収入は、基本方針(案)の33ページに記載しておりますが、一般料金による利用と減額による利用とで区分して記録しておりません。	

6 「運動場」について(基本方針(案)27ページ)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	次の理由により野球場の使用料の据え置きを要望する。 (1)見直しは、行政コストの変動を大きなポイントとしているが、平成20年度と比較して変動がない。 (2)野球場の日常の管理運営を理解している人材が市及び受託者にいないため、利用者視点でのサービスの改善が図られていない。 (3)見直しに当たって他市と比較しないとしているが、各市の使用料からみて施設の規模、設備、安全対策の違い、管理の実態(利用時のサービス)に大きな差があることを理解して欲しい。 ・川口市(3時間6,480円※全人工芝)・戸田市(2時間2,670円)・朝霞市(2時間3,000円)・川越市(午前3時間3,000円・午後3時間30分3,000円)・新座市(3時間4,630円)・所沢市(2時間3,000円) (4)使用料の見直しに当たっては、サービスの改善策及び今後の改修計画を明らかにし、利用者が理解できるように、行政コストに加え、利用者へ寄り添った充実したサービスができるように配慮して欲しい。	野球場については、前回の見直しにおいて、他市の状況を勘案し、特例措置により据え置いたという経緯がありますが、これにより、使用料で賄えない施設管理の経費は、市民全体(税)で負担してきました。今回の見直しでも、野球場の使用料は、1時間当たり2,810円で、1回(2時間)当たり5,620円となりましたが、上限率を適用して3,850円としたところですが、野球場は、他市の同施設と比較して使用料の額が高額になることに加え、設備面も考慮して、上限率を25%から半分の12.5%増に止めることとし、素案の使用料の額を次のとおり修正します。 当初の改正金額 → 修正後の改正金額 3,850円 → 3,460円	○
2	運動場の管理・運営、委託のあり方を抜本的に変えてサービスの向上を期待する。	現在の管理形態の抜本的な変更についても検討し、サービスの向上に努めます。	□

7 その他

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	有料利用の稼働率を高めるため、利用方法をアピールしていく必要がある。多くの市民は、公民館の利用方法や申し込み手続などを知らないと思う。	公共施設の利用の促進については、その一環として、コミュニティ施設の利用手続の共通化に取り組んでいるところです。和光市の現状では、設置目的の異なる施設(公民館とコミュニティセンターなど)を利用する場合、それぞれの施設で登録手続が必要ですが、この手続を見直し、市内のいずれかのコミュニティ施設で登録した団体は、他の施設も利用することができるようにするものです。この取組の周知を含め、施設の利用手続については、市のホームページなどで周知を図り、施設の利用の促進に努めてまいります。	□
2	部屋の空き状況を簡単に確認できると良い。	和光市公共施設予約システムにより、公民館については、部屋の空き状況を確認できるようになっております。空き部屋の状況は、システムの利用登録を行っていない人でも確認することができますのでご活用ください。市としましても今後公共施設予約システムの利用改善、周知を図り、施設の利用の促進に努めてまいります。	□
3	今回の見直しによって、全体としてどの程度の収入改善があるのか、25年度の稼働実績で試算したものを提示してほしい。	今回の見直し対象施設(21施設)の平成25年度決算に基づき、見直し後も利用件数が変わらないものとして試算した場合、1,400万円程度の増額となります。	□
4	荒川河川敷運動公園へのアクセス道(道路)の改善、野球場、ソフトボール場、サッカー場、駐車場の有料化と管理方針を早急に検討することを要望する。	荒川河川敷運動公園の管理方法等については、今後、検討してまいります。	□

※ 説明会での意見(パブリック・コメントで提出された意見と重複するものを除く。)

<p>第1回説明会(坂下公民館) 8月28日(木)14時～15時</p> <p>○単に市の財政が苦しいから値上げするというのではなく、使用料等の算定に当たって、「市場性」等の公共施設の設置目的及び性質で分類していることは評価できる。</p> <p>○和光市は財政事情が良いから公共料金を安くするということが下水道料金の設定の際にあったようだが、そういうことではないと思う。</p> <p>○公共施設の再編といっても、近年に新設された施設もあり、坂下庭球場について近隣市と比較して増額を抑えるなど、市の方針には一貫しないところがある。</p> <p>○武道場は第三小学校の体育館と隣接しており、一緒に使える面がある。</p> <p>○各施設の行政コストを見ても市民文化センター、総合体育館、中央公民館などは費用がかかっている。特に市民文化センターは行政コストが高額であり、見直すべきではないか。</p>
<p>第2回説明会(南公民館) 9月3日(水)18時30分～20時</p> <p>○基本方針(案)がどのような計算方式で何を根拠としているのかが少しわかった。見直しは市の財政的事情から行うと思っていたが、公共施設という観点から行政コストが反映されなければならないので、そのための見直しであるということもわかった。ただ、利用者側からすると施設を安く使いたい。5年ほど前に公民館が有料になった時もいろいろな意見が出て、その中で税金を払っていても公民館を使用しない人もいるので、市民間の公平を図ることから施設を使用する人が払わなければならないということもわかる。</p> <p>○小中学校の体育館は無料で開放されているが、そのこととの整合性はどうか。同じような施設で、公民館は有料、学校開放は無料という点が引っかかる。同じ運動をする施設で、金額の差が大きくなると疑問が出てくる。</p> <p>○もう少しわかりやすく説明してほしい。</p> <p>○利用者が受けるサービスへの負担など、基本的なことは理解できたが、聞く側はまったくわからないという前提で、ゆっくり説明してほしい。次の説明会の際には気を付けてほしい。</p> <p>○民間のコストの考え方を行政に当てはめるのは厳しいということは承知しているが、使用料等を値上げした結果、稼働率が下がったら、それだけ収入が減るので、収入増を見込んで使用料等を値上げすることは逆効果になる。対価に見合った値段かどうかは別な形で考えてほしい。今回の見直しが稼働率低下に結びついてしまってはならない。市外利用者の負担を増やした結果として同じように稼働率の低下が起こってもいけない。市場相場を無視することはできないと思う。</p> <p>○駅から遠いところにある施設は使用料等を下げなくてはならないと思う。稼働率が下がってしまえば意味がない。駅に近い施設と駅から遠い施設とで価格を変えて均衡をとるという考え方があっていいと思う。稼働率が低い中で値上げをすると、使われない施設はますます使われなくなってしまう。</p> <p>○稼働率を上げるための努力をしてほしい。また、この資料の計算式から見えてくる行政コストの中に下げられるものがないかを検討した後であれば、使用料等の見直しに納得できる市民も多いのではないかと。</p> <p>○施設は時間帯・場所ごとに安いところから使われていくはずなので、各施設に時間帯・場所ごとの料金を説明できる人を置いてほしい。また、景気や増税など違った観点からも見直しをしてほしい。</p> <p>○公共施設は災害発生時等の非常事態の際にも使われることがあるから、維持しなければならない施設もある。市民のうちどのくらいの人が施設を使っているか。年齢別に偏ってくると思うが、それを把握した上で、値上げの理由を利用者側に説明すべきである。</p>

第3回説明会(中央公民館) 9月7日(日)10時～11時30分

- 朝霞市、新座市、志木市の居住者等の使用料等を値上げすることによって、それらの者が和光市民の名前を借りて市内団体として施設を安く利用するといったことが増えてくるのではないか。
- 近隣市区の居住者等が和光市民の名前を借りて市内団体として施設を安く利用することについては、市が十分な管理をできていない中で、現にそのような行為を行っているスポーツ少年団等がたくさんある。その対策をした上で使用料等を値上げするというなら、まだ納得できる部分もある。
- 公共施設再編の取組みの予定はどうなるか。建替え等が問題となる総合体育館、市民文化センター、勤労福祉センターのような大規模な施設を検討すれば十分と考えている。小さな施設を一つ一つ取り上げても仕方ない。
- 減免した場合としない場合とで収入がどれくらい違うか検証してほしい。いかに減免額が多いかということ了他市の減免の割合も参考にしながら調べたほうがいいと思う。
- 稼働率の低い施設があると、稼働率の高い施設で低い施設の人件費等を補填することにもなってしまうので、稼働率を上げるための取組みを行ってほしいが、そういった取組みや長期的な施設整理のビジョンがあるのか。
- 稼働率の低い施設については、施設の存在そのものを知らなかったところもあったので、施設の存在を市民に知らせる努力もしてほしい。